令和９年度 放課後児童クラブ 入会申込みについて

令和９年度の放課後児童クラブについて、次のとおり入会申込みを受付けます。入会を希望される方は、手続きをお願いします。

自動更新ではありません。令和８年度利用中の方も申込みが必要です。

放課後児童クラブとは

保護者等が昼間、就労等で自宅にいないご家庭の小学生児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

入会の要件

・西条市内の小学校に在籍していること。
・保護者および１８歳以上６５歳未満の同居家族が裏面「入会を必要とする理由」に該当すること。
＊同居とは、世帯分離・同じ敷地の２世帯住宅や離れ住宅を含みます。
・前年度までの保護者負担金に未納がないこと。

申込方法

■入会申込期間

令和８年12月１日（火）～12月24日（木）

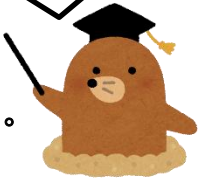
＊４月１日から利用の方は、必ず期間内に申込をしてください。

■申込方法

原則電子申請のみ

＊電子申請ができない場合は学校政策課へご相談ください。

申請はこちらから



■必要書類（申請前にご準備ください。）

①　保護者および１８歳以上６５歳未満の同居家族の就労証明書等
＊裏面の「入会を必要とする理由」必要書類チェックリストで確認してください。

②　保護者の顔写真付き身分証明書

③　非課税証明書
＊令和８年１月１日時点で西条市に住所がなく非課税の方は、前住所地で非課税証明書を取得し提出してください。提出がない場合は課税世帯の判定となります。

「入会を必要とする理由」必要書類チェックリスト

＊令和９年度保育園等入所申込をされている世帯は、入所申込みで提出した就労証明書等の写真またはPDFの添付でもかまいません。
＊令和９年度中に６５歳以上になる同居者（祖父母等）の方は、就労証明書等は不要です。
＊勤務状況が変更になった場合は、速やかに新しい就労証明書を提出してください。
＊求職活動を理由とした入会はできません。

入会を必要とする理由	必要な書類
就労中の場合 （会社員・内職・法人自営業）	1.就労証明書
就労中の場合 （自営業）	1.就労証明書 2.確定申告書等以下の書類のいずれか 自営業等中心者：①～④いずれかのコピー ①　確定申告書 ②　開業届 ③　営業許可証 ④　売り上げや収支がわかる書類 自営業等協力者：①～⑤いずれかのコピー ①　確定申告書（中心者の屋号・氏名が確認できるページおよび専従者に関する事項が確認できるページ） ②　青色事業専従者給与に関する届け出・変更届 ③　協力者の源泉徴収票 ④　給与明細（代表者が証明するもの） ⑤　自営業中心者の①～④いずれか
保護者が就学中の場合	1.在学証明書または合格証明書 2.カリキュラム等（ない場合はタイムスケジュールを記入）
保護者が病気等の場合	1.診断書（家庭内保育が困難である旨の記載があり、申請日時点で作成後６か月以内のもの） 身体障害者手帳コピー、療育手帳コピー、その他書類 （いずれかの書類）
介護（看護）の場合	1.診断書、身体障害者手帳コピー、療育手帳コピー、介護保険被保険者証コピー、その他書類 （介護・看護状況がわかる、いずれかの書類） 2.タイムスケジュール
妊娠・出産の場合 （予定日を基準とする 産前2か月、産後2か月）	1.母子健康手帳のコピー（保護者名が記載された表紙と出産予定日が記載されたページ）

■入会の決定

入会決定は先着順ではありません。提出書類の審査後、入会決定を行います。
入会決定通知書は、令和９年２月中旬に各家庭へ送付する予定です。電話での問い合わせにはお答えできません。
年度途中でも受付できる場合がありますのでご相談ください。

■入会期間

令和９年４月１日～令和10年３月３１日まで

【問合せ先】
西条市教育委員会事務局　学校政策課（新館４階）
TEL　0897-52-1728



開設場所・定員

	クラブ名	開設場所	定員	電話番号
西条	西条児童クラブ	西条小学校	80	0897-55-0628
	神拝児童クラブ	神拝小学校	80	0897-56-3156
	大町児童クラブ	大町小学校	100	0897-53-8990
	玉津児童クラブ	玉津小学校	100	0897-53-3007（A） 0897-53-3714（B）
	飯岡児童クラブ	飯岡小学校	40	0897-53-1813
	神戸児童クラブ	神戸小学校	40	0897-56-2786
	橘児童クラブ	橘小学校	20	0897-57-9678
	禎瑞児童クラブ	禎瑞小学校	25	0897-57-9277
	氷見児童クラブ	氷見小学校	40	0897-57-6062
東予	周布児童クラブ	周布小学校	40	0898-68-7622
	吉井児童クラブ	吉井小学校	40	0898-64-3211
	多賀児童クラブ	多賀小学校	50	0898-64-2550
	壬生川児童クラブ	壬生川小学校	55	0898-64-2881
	国安児童クラブ	国安小学校	50	0898-66-5188
	吉岡児童クラブ	東予西児童館	40	0898-66-5308
	三芳児童クラブ	東予北地域交流センター	50	0898-66-0223
	楠河児童クラブ	楠河小学校	50	0898-66-5110
	庄内児童クラブ	旧庄内幼稚園	35	0898-66-2736
丹原	丹原児童クラブ	丹原小学校	75	0898-76-2467
	中川児童クラブ	中川小学校	90	0898-75-3370
	田野児童クラブ	田野公民館	25	0898-68-5130
	徳田児童クラブ	徳田公民館	65	0898-68-7911
	田滝児童クラブ	田滝小学校	20	0898-68-8980
小松	小松児童クラブ	小松小学校	50	0898-72-3990
	石根児童クラブ	石根公民館	35	0898-72-3625

■保護者負担金

	月額（８月以外）	月額（８月）
市民税課税世帯	3,000 円	6,000 円
市民税非課税世帯	1,500 円	3,000 円
２人目以降の児童（同月利用の場合のみ）	1,500 円	3,000 円
生活保護世帯	０円	０円

■保護者負担金額の決定

父母・扶養義務者の市民税の課税状況で決定します。

＊世帯状況や課税状況の変更により、負担金額の見直しを希望される場合は、申請が必要です。変更は申請された翌月からの適用となりますので、必ずご連絡ください。

令和９年４月～令和９年８月の負担金額

・令和８年度市民税（令和７年収入分）を基準に判定します。

・令和８年１月１日時点で西条市に住所がなく非課税の方は、前住所地で非課税証明書を取得し提出してください。提出がない場合は、課税世帯として取り扱いますのでご注意ください。

令和９年９月～令和 10 年３月の負担金額

・令和９年度市民税（令和８年収入分）を基準に判定します。

■利用についての注意事項

・申込後ほとんど利用のない方がいます。本当に利用を希望される方が入会できない場合がありますので「とりあえず入会」は固くお断りします。長期間休会が続く場合は、退会となることがありますのでご了承ください。

・**指導員の指導に従わず、他の児童に対して危険な行為や迷惑行為を繰り返す場合は、活動中であっても保護者へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。また、頻繁に同様の行為が繰り返され、運営に支障をきたす場合は、退会となることがありますのでご了承ください。**

・新１年生も、４月１日からご利用いただけます。入学前に児童クラブを利用される場合は、安全確保のため、必ず保護者の送迎をお願いいたします。





